確認申請と省エネ仕様基準審査の関係及び手続きの流れ

R7.4　建築審査課設備省エネ係

※建築確認申請に係る詳細は省略

建築主事（審査係）

建築主（申請者）

所管行政庁（設備省エネ係）

①建築確認申請の受付

建築確認申請書類

省エネ仕様基準審査に係る添付図書
※作成前に、必要に応じて省エネ担当者と事前協議が可能

- 設計内容説明書
- 各種図面
- 機器表
- その他添付図書

確認申請書の第二面の8に省エネに関する事項が記載されているか確認

※省エネ審査手数料が必要

省エネ基準適合確認

②確認済証の交付

※省エネ基準適合が確認できなければ確認済証は交付できない

確認済証受領・建築着工

省エネ計画変更「有」の場合

※計画変更手数料が必要

③変更後の計画の提出

④計画変更受付

省エネ基準適合確認

※工事完了前に手続きを行う

省エネ計画変更「無」の場合

⑤完了検査申請

※省エネ基準に係る完了検査図書を準備
（省エネ基準工事監理報告書・軽微な変更説明書等）

⑥完了検査の受付

※建築確認の完了検査手数料と省エネの完了検査手数料が必要

・建築確認：審査係が徴収
・省エネ：省エネ担当者が徴収

⑦計画への適合を確認・検査済証交付

※建築確認：審査係が検査
（省エネ基準適合については省エネ担当者が検査）

⑧検査済証の受領

※省エネの検査も完了しなければ検査済証は交付されない

※ 仕様基準により、外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の両基準への適合を評価する場合

（外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準のいずれかへの適合のみを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が必要です。）

判定基準への適合審査

計画変更に係る判定基準への適合審査